

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 2 - 2 0
- 2 案 件 名 市税クレジット収納事務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年) 6月 1日～  
令和4年(2022年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住 所： 大阪府大阪市北区大深町4番20号  
社 名： 株式会社エフレジ
- 6 指 定 理 由  
(根拠) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 該当  
宝塚市契約規則第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指 定 理 由)  
本市で導入を検討している納付書スキャン方式によるクレジット収納は、コンビニ収納事務に使用するバーコードを活用した収納方式である。クレジット収納事務委託が可能な業者は、株式会社エフレジを含め複数社あるが、コンビニ収納用バーコードを活用した収納方式を提供することができ、かつ現在コンビニ収納事務に使用しているバーコードをそのまま使用できるのが株式会社エフレジのみとなるため、株式会社エフレジと随意契約を締結する。
- 7 問 合 せ 先  
課 名： 市税収納課 内線： 2 4 3 2

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 宝窓委－ 1 1
- 2 案件名 コンビニ交付システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 4 年（ 2 0 2 2 年） 1 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 1 7 号  
社名：富士フイルムシステムサービス株式会社  
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本業務は既に導入済のコンビニ交付システムパッケージに対する保守であり、本業務は同システムの著作権を保有する富士フイルムシステムサービス株式会社以外では対応できないため。
7. 問合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線： 2 6 5 6

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委－7
- 2 案件名 令和3年税制改正対応に伴う福祉医療システム改修対応業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和3年（2021年）8月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市中央区本町2丁目5番7号  
社名：株式会社アイネス 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該委託業務は、現在本市が使用している福祉医療システムの機能改修を行う業務委託です。  
本市が使用している福祉医療システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの改修については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の福祉医療システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
- 7 問合わせ先  
課名： 医療助成課 内線：2492

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－29
- 2 案件名 市庁舎自家用電気工作物定期精密点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結の日 ～ 令和4年（2022年）2月11日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市北区太融寺町1番17号 梅田アスカビル9階  
社名：近畿電設サービス株式会社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 8号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本業務は市庁舎の全館停電を伴うものであるため、例年実施可能な日は年間の数日に限られています。その上、市庁舎のように大規模な建物の点検業務等を行える事業者も限られており、事業者側の繁忙期と重なることから入札参加者も限られています。

今年度についても5月に実施した入札での応札業者が1者のみのため不調となりました。再度入札を行ったとしても2者以上が応札する可能性は低いと考えられることや実施業者が限られるなか早く事業者を確保する必要性から上記相手方と特名随契を行います。

7. 問い合わせ先

課名：管財課

内線：2065

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委ー19
- 2 案件名 宝塚市低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金  
コールセンター等運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和3年(2021年)10月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区大深町3-1  
社名：パーソルテンプスタッフ株式会社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号及び5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

### (指定理由)

当該事業の受託について、全国一斉開始事業のため事業者の取り合いの状態となっていることから、一刻も早く業者決定する必要がある。

事業の実施にあたっては、情報を活用する児童手当等の既存制度に関する業務経験等を有し、対象者への給付金支給や問い合わせに円滑に対応できることが求められる。

複数社に打診したところ、上記事業者は、他市において類似業務であるひとり親世帯の臨時給付金に係るコールセンター設置業務や給付金支給業務等の十分な受託実績があり、準備期間に限られる中で、本市が求めるレベルで対応が可能な唯一の事業者であったため、当該事業者を指定する。

### 7 問い合わせ先

課名：子育て支援課 内線：2649

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－20
- 2 案件名 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) システム構築業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和3年(2021年)10月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区伊藤町111  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務を迅速に行うには児童手当の情報を活用したシステムが必要であるが、現在使用している児童手当システム(パッケージ提供)の販売等に関する権利を有している納入業者である上記事業者以外では、著作権上の理由により、今回のシステム導入に際し児童手当システムの情報を活用することができないため。
7. 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2649

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件名 育成会システム 税法改正対応業務委託
- 2 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間 契約の日から 令和3年(2021年)9月30日まで
- 4 契約相手方 住所：神戸市中央区播磨町21番1  
社名：株式会社 さくらケーシーエス
- 5 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
令和3年度住民税法改正に伴い、現在使用している学童保育システムの追加対応が必要になり、販売等に関する権利を有している納入業者である株式会社さくらケーシーエス以外では、今回の税法改正対応作業を行うことが不可能なため。
- 6 問合わせ先 課名：青少年課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 8 - 1
- 2 案件名 ボイラー等定期点検整備委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和 3 年(2 0 2 1)年 1 1 月 3 0 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市西区土佐堀 1 丁目 3 番 2 0 号 三菱重工大阪ビル  
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項  2  号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

### (指定理由)

当該機器は本市施設専用に設計されたプラント設備であり、点検整備にあたっては、プラントの性能、仕様、機能を熟知し、同形式プラントの点検整備を行った経験等のノウハウを生かす必要があります。

また、施設自体が古く、点検整備時に追加整備が必要な場合も多く、限られた停止期間内に部品を調達し、完全な整備を行うことができるのは設備の設計建設を行ったプラント製造業者のメンテナンス会社しかありません。

以上のことから当該焼却炉を設計建設した三菱重工工業株式会社のメンテナンス会社で当施設を含め多数の整備実績のある三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との特名随意契約を行います。

7. 問い合わせ先  
課名： 管理課 87-4844



## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 - 7
- 2 案件名 若者就労支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約の日 ～  
令和 4 年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方 認定 NPO 法人 宝塚 NPO センター  
兵庫県宝塚市栄町 2 - 2 - 1 ソリオ 1 - 3 階
- 6 指定理由 （根拠）  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

### （指定理由）

本事業は、就職に向けて何らかの事情により、自ら就職活動を行うことが困難な若者に対して、学習や職場体験を通して働くイメージを育てることにより、就労意欲を高め、一人ひとりにあった適切な進路を発見し、継続就労が可能となるようなきめ細やかな就労支援を行う事業で、十分な実績と継続的に支援を行うことができる体制が求められる。このため受託事業者の選定にあたっては、本業務の性質が競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式により事業受託者を募集し、企画提案された内容について、若者就労支援事業業務委託プロポーザル審査会にて審査し、採点した。

その結果、これまでの実績により、速やかにかつきめ細やかな支援を行うことができることや、厚生労働省が委託し実施する地域若者サポートステーション事業と連携することで、若者の自立に向けた支援を円滑に遂行することができることなどが高く評価され、上記事業者が受託候補者として選定されたため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、特名随意契約を行うものである。

7. 問合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2406

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 4 - 1 8
- 2 案件名 宝塚市農地地図情報システムサーバ移行等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日から令和3年（2021年）12月31日
- 5 契約相手方  
住所： 兵庫県神戸市中央区栄町通6丁目1番21号  
社名： 朝日航洋株式会社 神戸支店

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第 1 項ただし書該当

#### (指定理由)

本市が有する地番図及び航空写真、土地台帳情報と連動が可能なシステムであり、本契約に先立ち平成25年度から平成29年度の5年間（機器リース契約を含む。）は長期継続契約を締結、機器リース契約が平成29年度末をもって満了したことから、平成30年度からはソフトウェアのみの保守を継続契約した。

当初機器導入後、10年目で老朽化が懸念されるため、新たなハード機器にデータセットアップを行うことの業務委託である。

本システムの運用には、地番現況図データと航空写真データをリンクさせる必要があり、当初契約からの農地の補正した履歴等も保存されており、セットアップを行う際において、技術的及び時間的に履行可能で、ハードウェア及びソフトウェアの動作の責任の所在が明確であるため、当該業者と特名随意契約を締結するものです。

### 7. 問合わせ先

課名：農業委員会

内線：2426

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号            —
- 2 案件名                署活系携帯無線機周波数追加委託
- 3 案件場所            宝塚市伊子志3丁目地内
- 4 契約期間            契約の日 ～ 令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 神戸市中央区東町126番地  
社名： 日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本市は、平成25年の消防救急デジタル無線システム導入時に隊員間で情報伝達する手段として署活系携帯無線機（以下、「署活系」という。）を導入しています。

署活系は、全17波が消防用として国から割り当てられており、消防本部毎に複数の周波数を免許され使用しています。

緊急消防援助隊（以下、「緊援隊」という。）出動時における受援消防本部との混信を防止する観点から、電波法関係審査基準が一部改正され、緊援隊出動時及び訓練時に限り消防用として割り当てられている全17波が全国で使用できるようになりました。本市においては、緊援隊出動時に使用する署活系20局について、全17波の実装を行います。

署活系は、全て日本電気株式会社製であるため、これらの作業を安全、かつ、確実にできるのは、製造会社である日本電気株式会社だけです。

よって、署活用携帯無線機納入業者である日本電気株式会社 神戸支社と契約するものです。

7. 問い合わせ先

課名： 消防本部 情報管制課

内線： 2857

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-307
- 2 案件名 市立美座小学校外ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）  
処理委託契約
- 3 案件場所 宝塚市 美座2丁目外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和4年3月31日まで
- 5 契約相手方 住 所：福岡県北九州市若松区響町1丁目62番24  
社 名：中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
代表者：北九州 PCB 処理事業所長 石垣 喜代志

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

### (指定理由)

PCB 廃棄物の保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下 PCB 特措法という）により、保有する PCB 廃棄物について適切な処理を行うことが定められています。

本件業務の目的である PCB 廃棄物の処理については、PCB 特措法第6条1項により環境省が定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州 PCB 処理事業所にある処理施設で処理を行うこととされており、他の事業者へ委託することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該事業者と特名随意契約を行います。

### 7. 問い合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 学教委—17～40
- 2 案件名 小学校体験活動事業委託
- 3 案件場所 宝塚市内各小学校 地内  
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・末成小・安倉小・中山桜台小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・中山五月台小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小)
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年(2022年)2月15日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市内各小学校  
社名：小学校体験活動推進委員会  
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・末成小・安倉小・中山桜台小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・中山五月台小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小)
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則第20条第2項第4号該当  
環境体験事業実施要項及び自然学校推進事業実施要項  
  
(指定理由)  
当該事業は兵庫県教育委員会が示す上記実施要項の主旨に基づき学校教育活動として、小学校体験活動推進委員会により体験活動を推進するものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、各小学校体験活動推進委員会に当該事業を委託しようとするものである。  
また、当該事業を委託しようとしている団体は、当該小学校の校長を代表とする団体で、小学校体験活動推進事業を円滑に推進することを目的としており、市立小学校長や教頭、その他教諭等が構成委員であるので、各小学校での教育活動の課題や地域の状況・効果的な実施について充分把握していることから、本事業を推進するにふさわしい団体である。  
よって、その事業の目的から競争入札に適しないことから当該団体と契約を行うものである。
- 7 問い合わせ先  
課名： 学校教育課 内線： 2272

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教青賃-1
- 2 案件名 宝塚市青少年センター車両（小型貨物車）賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内  
宝塚市青少年センター
- 4 契約期間 契約日 ～  
令和8年（2026年） 5月31日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通2-2-4  
社名：神鋼リース株式会社

6 指定理由  
（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 8号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

平成24年度から青色回転灯装備車両1台をリース契約しているが、昨年度パトロール中に、突然ブレーキが効かなくなったこと等の理由から、継続使用に支障があると判断し、新規リースのための入札を2回行ったが、いずれも納期までに納車できない等の理由から不調に終わった。その後の調査により、上記相手方であれば現行車両のリース期間満了に合わせて納車が可能であることが分かった。入札が2回不調に終わっていることと、現行車両を再リースすることの危険性を鑑み、上記相手方と特名随意契約を行う。

7. 問い合わせ先

課名：宝塚市青少年センター TEL： 0797-84-9672

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 市史委－1
- 2 案件名 宝塚市郷土資料等デジタルアーカイブ制作業務委託
- 3 案件場所 宝塚市清荒神1丁目 外 地内
- 4 契約期間 契約日～令和4年(2022年)1月31日
- 5 契約相手方  
住所：東京都文京区大塚3丁目1番1号  
社名：TRC－ADEAC株式会社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(特名理由) 公益財団法人図書館振興財団が実施する提案型助成事業に昨年度に応募し、宝塚市郷土資料等デジタルアーカイブ制作事業として、採択されたが、その助成事業の選考基準として国立国会図書館が運営する検索システム「ジャパンサーチ」との連携が条件となっており、上記契約相手方が「ジャパンサーチ」と連携可能な唯一の業者であるため、上記の相手方と契約する。

7. 問合わせ先

課名：中央図書館

電話：84-6121